

# 無戸籍のご相談は法務局へ

戸籍に記載されていない方へ  
このような方をご存知の方へ

## 無戸籍のデメリット (可能性があるものも含む。)

遺産相続ができない	パスポートが取れない	
運転免許が取れない	選挙権を行使できない	
銀行口座が開設できない	進学に不便を強いられる	
家を借りることができない	就職に不便を強いられる	
マイナンバーカードが取れない	国家資格取得に不便を強いられる etc...	

解消するには？

## 法務局にご相談を (無料・秘密厳守)

①まずは法務局で  
ご相談



懇切丁寧にご説明します！

②裁判所等で手続  
(必要な場合)



必要に応じて法テラスを  
ご案内します。

③出生の届出



戸籍に記載されます！

横浜地方法務局戸籍課

045(641)7464

湘南支局 0466 (35) 4620

西湘二宮支局 0463 (70) 1102

川崎支局 044 (244) 4166

厚木支局 046 (224) 3163

横須賀支局 046 (825) 6511

相模原支局 042 (753) 2110

# よくあるご質問

1

Q 戸籍に記載されるためには、父母からの出生届でないといけませんか？

A 出生届は、父母が届出をすることができない場合には、同居者や出産に立ち会った医師・助産師などが届出をすることができます。

また、無戸籍者ご本人からの「出生事項記載申出書」や「就籍届」によって、戸籍に記載されることもあります。

2

Q 私は、離婚後に、元夫とは別の男性の子を出産したため、子の出生届を市役所に提出しようとしたところ、市役所の担当者から「お子様は、離婚後300日以内に生まれた子なので、元夫が法律上の父と推定され、元夫の戸籍に記載されることとなります。」と言われました。元夫の戸籍に記載されないようにするためには、どうすればよいですか？

A お母様が元夫との離婚後300日以内にお子様を出産した場合には、たとえ元夫が実父でないとしても、原則として、民法第772条の規定により元夫がお子様の父と推定され、戸籍上も元夫の子として取り扱われることとなります。

このようなケースの場合、お子様が元夫の戸籍に記載されないように出生の届出をする方法は、2つあります。

- ① 医師が作成した、婚姻の解消又は取消し後に懐胎したことを証明する「懐胎時期に関する証明書」を添付する。
- ② 家庭裁判所において、嫡出否認の手續、親子関係不存在確認の手續、又は強制認知の手續をとり、その裁判書及び確定証明書を添付する。

3

Q 親子関係不存在確認などの裁判手續をしたいと思っておりますが、経済的に余裕がないため、裁判手續に必要な費用を用意することができません。何か良い方法はありますか？

A 法テラスでは、経済的に余裕のない方を対象に、無料で法律相談を行い、弁護士や司法書士の費用を立て替える「民事法律扶助業務」をしています。民事法律扶助を受けるには条件があります。詳しくは、最寄りの法テラスにご相談ください。

※ 法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的問題解決のための「総合案内所」です。

4

Q 私は、離婚後300日以内に子を出産したため、子を元夫の戸籍に記載させないように親子関係不存在確認や強制認知の手續をしました。ところが、いずれの手續も不調に終わったため、現状のまま出生届を提出し、子を一旦元夫の戸籍に記載させることにしました。その後、子を私の戸籍に入籍させる方法がありますか？

A お子様の親権者であるお母様が、民法第791条第1項の規定に基づく氏の変更の許可を家庭裁判所に申し立て、その許可を得た後に入籍の届出をすることにより、お子様をお母様の戸籍に記載する手續があります。

一人で悩まずにご相談ください

**横浜地方法務局**